

議案第44号

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部改正について  
藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程を次のように定  
める。

2024年（令和6年）3月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2024年（令和6年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、地方公務員法の一部が改正されたことにより、地方公  
務員の定年が引き上げられたことに伴い、60歳超上級主査の業務範囲に関して、  
新たに規定する必要による。

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

府 中 一 般  
出先機関一般

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程（平成8年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「上級主査である学校用務員」の次に「（60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員は除く。）」を加え、同条第2項中「上級主査である学校給食調理員」の次に「（60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員は除く。）」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（60歳超上級主査の職務）

第7条 学校用務員及び学校給食調理員のうちその職が上級主査である者（60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員に限る。）は、次に掲げる業務に従事するものとする。

（1） 職員の指導育成に関する事。

（2） 上級主査（60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員は除く。）の指導助言に関する事。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会技能労務職員の服務規程(平成8年教委訓令甲第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(業務監督者の職務)</p> <p>第6条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員 <u>(60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員は除く。)</u> は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員 <u>(60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員は除く。)</u> は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(60歳超上級主査の職務)</u></p> <p><u>第7条 学校用務員及び学校給食調理員のうちその職が上級主査である者 (60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員に限る。)</u> は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1) <u>職員の指導育成に關すること。</u></p> <p>(2) <u>上級主査 (60歳に達した日後における最初の4月1日以後に在籍する職員は除く。) の指導助言に關すること。</u></p>	<p>(業務監督者の職務)</p> <p>第6条 学校用務員のうちその職が上級主査である学校用務員 _____ は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 学校給食調理員のうちその職が上級主査である学校給食調理員 _____ は、次に掲げる業務に従事するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>